

平成二十七年法務省令第三十一号

少年鑑別所法施行規則
少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、少年鑑別所法施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条～第八条）
- 第二章 鑑別対象者の鑑別（第九条）
- 第三章 入所（第十一条～第十三条）
- 第四章 観護処遇の態様等（第十四条～第十五条）
- 第五章 健全な育成のための支援（第十六条）
- 第六章 保健衛生及び医療（第十七条～第二十条）
- 第七章 物品の貸与等及び自弁（第二十一条～第二十七条）
- 第八章 金品の取扱い（第二十八条～第三十四条）
- 第九章 書籍等の閲覧等（第三十五条～第三十九条）
- 第十章 規律及び秩序の維持（第三十七条～第四十一条）
- 第十一章 外部交通（第四十二条～第五十九条）
- 第十二章 救済の申出等（第六十条～第六十七条）
- 第十三章 死亡（第六十八条～第七十条）
- 附則 第一章 総則（趣旨）
- 第一条 この規則は、少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号。以下「法」という。）の規定による委任に基づく事項その他の法の施行に必要な事項を定めるものとする。（法第三条第三号に掲げる事務を行なうに当たつて用いる名称）
- 第二条 少年鑑別所は、法第三条第三号に掲げる事務を行なうに当たつては、法務大臣が別に定めるところにより、法務少年支援センターという文字を含む名称を用いるものとする。（少年鑑別所視察委員会の名称）
- 第三条 少年鑑別所視察委員会（以下「委員会」という。）の名称は、視察委員会という文字にその置かれる少年鑑別所の名称を冠したものとする。（委員長）
- 第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

委員長は、委員会の会務を総理する。

委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

委員会の会議は、委員長が招集する。

委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

委員会の会議は、委員長が定める。

十五 法第二百三十二条の規定による援助の実施の状況

少年鑑別所の長は、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、少年鑑別所に関する次に掲げる事項について、少年鑑別所の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

委員会から少年鑑別所の運営の状況について説明を求められた場合

職俸給表の適用を受ける者であつて、法に定められた職員の職務に関し必要な研修及び訓練を修了したものとする。

（識別のための身体検査の方針）

（法第二百三十二条の規定による検査は、次に掲げる方法により行うものとする。）

第五章 健全な育成のための支援

第一六条 少年鑑別所の長は、法第二十九条第一項の規定による援助として、少年鑑別所に備えた学習教材、運動器具、遊具その他の物品の貸与その他同様に規定する活動を行うのに必要なかつ適切な措置を講ずるものとする。	第六章 保健衛生及び医療
（法第三十一条に規定する法務省令で定める日等）	（法第三十一条に規定する法務省令で定める日等）
第一七条 法第三十一条に規定する法務省令で定める日は、次に掲げる日とする。	第一七条 法第三十一条に規定する法務省令で定める日は、次に掲げる日とする。
一 土曜日	一 土曜日
二 国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第七百七十八号）に規定する休日	二 国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第七百七十八号）に規定する休日
三 一月二日、一月三日及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日	三 一月二日、一月三日及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日
2 在所者には、一日におおむね一時間以上、運動の機会を与えるものとする。	2 在所者には、一日におおむね一時間以上、運動の機会を与えるものとする。
（入浴の回数等）	（入浴の回数等）

第一八条 在所者には、入所後速やかに、及び一週間に二回以上、入浴を行わせる。	第一八条 在所者には、入所後速やかに、及び一週間に二回以上、入浴を行わせる。
2 女子の在所者の入浴の立会いは、女子の職員が行わなければならない。	2 女子の在所者の入浴の立会いは、女子の職員が行わなければならない。
（調髪及びひげそりの回数等）	（調髪及びひげそりの回数等）
第一九条 在所者には、おおむね一月に一回以上、調髪を行うことを許すものとする。	第一九条 在所者には、おおむね一月に一回以上、調髪を行うことを許すものとする。
2 男子の在所者には、「一週間に二回以上、ひげそりを行うことを許すものとする。	2 男子の在所者には、「一週間に二回以上、ひげそりを行うことを許すものとする。
3 女子の在所者には、「一月に一回以上、顔そりを行うことを許すものとする。	3 女子の在所者には、「一月に一回以上、顔そりを行うことを許すものとする。
4 在所者の調髪（自弁により行うものを除く。）の髪型並びにその調髪、ひげそり及び顔そりの方法の基準は、法務大臣が定める。	4 在所者の調髪（自弁により行うものを除く。）の髪型並びにその調髪、ひげそり及び顔そりの方法の基準は、法務大臣が定める。
（健康診断の事項）	（健康診断の事項）

第二十条 法第三十五条第一項前段の規定による健康診断は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、第四号及び第六号から第九号までに掲げる事項については、医師が法務大臣が定める基準に従い必要でない認めるときは、健康診断を省略することができる。	第二十二条 少年鑑別所の長は、在所者に法第三十八条第二項の規定による看護（以下この条において単に「看護」という。）を受けることを許す場合には、あらかじめ、在所者及びその看護をする者が看護に関し遵守すべき事項を定め、これを在所者に告知し、及びその看護をする者に通知するものとする。
（健康診断の事項）	（看護の実施方法等）
第二十三条 法第三十九条に規定する法務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。	第二十三条 法第三十九条に規定する法務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。
一 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類その他の物品についての消毒、廃棄その他病原体の繁殖及び飛散を防止する措置	一 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類その他の物品についての消毒、廃棄その他病原体の繁殖及び飛散を防止する措置
二 入浴又は調髪を行わせないこと。	二 入浴又は調髪を行わせないこと。

四 血圧の測定検査	六 胸部エックス線検査
五 尿中の糖及び蛋白の有無の検査	七 血色素量及び赤血球数の検査
（室内装飾品の貸与等）	八 血糖検査
第二十四条 在所者は、室内装飾品は、その物の観護処遇上特に適当と認める場合に限り、貸与することができるものとする。	九 性感染症検査
（指名医の遵守事項）	（法第三十五条第一項後段の規定による健康診断は、前項第二号に掲げる事項のほか、医師が必要と認める事項について行うものとする。
第二十五条 在院中 在所者には、法第四十二条第一項各号に掲げる物品（法第四十三条第一項各号に掲げる物品を除く。以下この条及び次条において同じ。）について、この条の定めるところにより、必要な数量の範囲内で、自弁のものの使用又は摂取を許すものとする。	二 法第三十七条第一項後段の規定による健康診断は、前項第二号に掲げる事項のほか、医師が必要と認める事項について行うものとする。
（在院中 在所者の自弁の物品の使用等）	三 在院中 在所者には、法第八十八条第一項又は同項の診療を行う医師又は歯科医師に対し、次に掲げる事項を具体的に指示するものとする。
第二十六条 在院中 在所者には、法第四十二条第一項各号に掲げる物品（法第四十三条第一項各号に掲げる物品を除く。）について、その者の観護処遇上特に適当と認める場合並びに国民の祝日に関する法律第二条に規定する国民の祝日、一月二日及び一月三日に限り、支給することができるものとする。	四 在院中 在所者には、法第三十七条第一項第一項各号に掲げる事項のほか、医師が必要と認める事項について行うものとする。
（在院中 在所者の自弁の物品の使用等）	五 在院中 在所者には、法第四十二条第一項第五号に掲げる物品（法第四十三条第一項各号に掲げる物品を除く。）について同じ。この条及び次条において同じ。）について、この条の定めるところにより、必要な数量の範囲内で、自弁のものの使用又は摂取を許すものとする。
第二十七条 法第四十三条第一項第三号に規定する法務省令で定める物品は、次に掲げる物品と	六 在院中 在所者には、法第四十二条第一項第三号に掲げる物品（法第四十三条第一項第三号に規定する法務省令で定める物品を除く。）について、その者の観護処遇上特に適当と認める場合並びに国民の祝日に関する法律第二条に規定する国民の祝日、一月二日及び一月三日に限り、支給することができるものとする。
（在院中 在所者の自弁の物品の使用等）	七 在院中 在所者には、法第四十二条第一項第三号に掲げる物品（法第四十三条第一項第三号に規定する法務省令で定める物品を除く。）について、その者の観護処遇上特に適当と認める場合並びに国民の祝日に関する法律第二条に規定する国民の祝日、一月二日及び一月三日に限り、支給することができるものとする。
第二十八条 在院中 在所者には、法第四十二条第一項各号に掲げる物品（法第四十三条第一項各号に掲げる物品を除く。）について、その者の観護処遇上特に適当と認める場合並びに国民の祝日に関する法律第二条に規定する国民の祝日、一月二日及び一月三日に限り、支給することができるものとする。	八 在院中 在所者には、法第四十二条第一項第三号に掲げる物品（法第四十三条第一項第三号に規定する法務省令で定める物品を除く。）について、その者の観護処遇上特に適当と認める場合並びに国民の祝日に関する法律第二条に規定する国民の祝日、一月二日及び一月三日に限り、支給することができるものとする。
（在院中 在所者の自弁の物品の使用等）	九 在院中 在所者には、法第四十二条第一項第三号に掲げる物品（法第四十三条第一項第三号に規定する法務省令で定める物品を除く。）について、その者の観護処遇上特に適当と認める場合並びに国民の祝日に関する法律第二条に規定する国民の祝日、一月二日及び一月三日に限り、支給することができるものとする。

二 かつら（裁判所に出頭する場合その他の少年鑑別所の長がかつらの着用を許すことが適当と認める場合に限る。）

第八章 金品の取扱い

（差入れの申出書の提出等）
第二十八条 少年鑑別所の長は、在所者に金品を交付しようとする者に対し、次に掲げる事項について、これを記載した申出書の提出を求め、又は質問することができる。

一 氏名、生年月日、住所、電話番号及び職業
二 交付の相手方である在所者の氏名及びその者との関係

三 交付しようとする現金の額又は物品の品名及び数量

2 少年鑑別所の長は、前項に規定する者に対し、同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。（法第五十三条第二項に規定する法務省令で定めるもの）

第二十九条 法第五十三条第二項に規定する在所者について領置している物品から除くものとして法務省令で定めるものは、次に掲げる物品とする。（領置物品の引渡し等）

第三十条 在所者には、入所後速やかに、及び一週間に一回以上、法第五十四条第一項本文及び第三項に規定する求めをする機会を与えるものとする。ただし、その求めに係る物品が前条各号に掲げる物品であるときは、一日に一回以上、その機会を与えるなければならない。（引渡しを受けた領置物品等の保管方法等）

第三十一条 法第五十四条第一項本文の規定により在所者が引渡しを受けて所持する物品は、少年鑑別所の長が指定する居室内又は居室外の棚、容器その他の保管設備に保管せざるものとする。

2 前項の物品を居室外の保管設備に保管させるときは、在所者に、一日に一回以上、その設備にその物品を出し入れする機会を与えないければならない。ただし、居室棟外の保管設備について、日曜日及び第十七条第一項各号に掲げる日當に困難であるときは、この限りでない。

（死亡者の遺留物の引渡し）

第二十二条 死亡した在所者の遺留物（少年鑑別所に遺留した金品を除く。以下この条及び第六十八条第一項において同じ。）は、前条各号に

3 在所者が受けた信書での保管するものは、少年鑑別所の長が指定する居室内の棚、容器その他の保管設備に保管させるものとする。

4 法第五十四条第二項の規定による在所者が所持することができる物品の量及び保管することができる信書の通数の制限は、第二十九条各号に掲げる物品以外の物品又は信書について行うことができるものとする。（差入れ等に關する制限）

第三十二条 法第六十条の規定による在所者に対する金品の交付及び在所者による自弁物品等（法第四十八条第一項第一号に規定する自弁物品等をいう。以下この条において同じ。）の購入についての制限は、次に掲げる制限をすることにより行うことができるものとする。

一 次の又は口に掲げる事項についての制限イ 在所者に対する金品の交付の申出及び在所者による自弁物品等の購入の申請の日及び時間帯ロ 一人の者が一定の期間内に一人の在所者に交付する物品の種類ごとの数量及び在所者に一定の期間内に購入する自弁物品等の種類ごとの数量

二 在所者に交付しようとする物品又は在所者が購入しようとする自弁物品等であつて、少年鑑別所の長が定める種類のものについて、少年鑑別所の長が指定する事業者から購入するものに制限すること。

（法第六十四条第一項に規定する法務省令で定める遺族その他の者）

第三十三条 法第六十四条第一項に規定する法務省令で定める遺族その他の者は、次に掲げる者とする。

一 在所者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。第六十八条第一項第一号において同じ。）、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹

二 前号に掲げる者以外の者であつて、在所者

三 前二号に掲げる者がいない在所者について、その者が指定した者（一人に限る。）

四 在所者がその国籍を有する外国の大天使、公使、領事官その他の領事任務を遂行する者（死亡者の遺留物の引渡し）

（手錠の使用方法等）

第三十四条 在所者を護送する場合に使用することができる手錠は、在所者が法第七十六条第一

掲げる者のうち、最初にその引渡しを申請した者に引き渡すものとする。ただし、第六十八条第一項各号に掲げる順序に従いその者より先順位の者に對し法第二十九条の規定による通知を行った場合（その者がその遺留物の交付を申請しない旨の意思表示をしたときを除く。）に掲げる物品以外の物品又は信書について行うことができるものとする。

（翻訳の費用の負担）

第三十五条 法第六十六条第三項及び第六十七条第三項に規定する翻訳の費用は、書籍等又は新聞紙（次条第一項の規定により少年鑑別所の長が指定するものと/or）について、その翻訳の目的及び在所者の負担能力に照らしてその者に負担させることができると認められたときに限り、その者に負担させることができるものとする。ただし、在所者が次の各号のいずれかに該当する者である場合は、特別の事情があるときは除き、この限りではない。

一 國語を読解する能力を有しない者
二 点字によらなければ書籍等又は新聞紙を閲覧できない者

（新聞紙に関する制限）

第三十六条 法第六十八条の規定による在所者が取得することができる新聞紙の範囲の制限は、時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙について、少年鑑別所の長が指定する二紙以上（新聞紙に関する制限）

第三十七条 法第七十五条第一項又は第二項の措置に必要な警備用具は、次に掲げるものとする。

一 催涙スプレー
二 盾

（警備用具）

第十章 規律及び秩序の維持

（外部交通）

第三十八条 在所者を護送する場合に使用することができる手錠は、在所者が法第七十六条第一

項各号のいずれかの行為をするおそれがある場合を除き、別表に定める第一種の手錠とする。

2 手錠の制式は、別表のとおりとする。（保護室の構造及び設備の基準）

第三十九条 保護室の構造及び設備の基準は、次のこととおりとする。

一 収容された者の身体を傷つけにくい構造及び設備を有すること。

二 損壊し、又は汚損しにくい構造及び設備を有すること。

三 防音上有効な構造及び設備を有すること。

四 室内の視察に支障がない構造及び設備を有すること。

五 適当な換気、採光、照明、保溫、防湿及び排水のための構造及び設備を有すること。

（連戻しのための援助の求めの方法）

第四十条 法第七十八条第二項前段又は第七十九条第五項前段の規定による連戻しのための援助の求めは、連れ戻すべき者の氏名、年齢、性別、本籍（外国人にあつては国籍、連れ戻すべき事由その他の連戻しのために必要な事項を記載した書面でしなければならない。

（連戻しのための援助の求めの方法）

第四十一条 少年鑑別所の長は、前項の規定にかかるわらず、少年鑑別所の長は、できる限り速やかに、警察官に同項の書面を送付しなければならない。

（連戻状の警察官への送付）

第四十二条 少年鑑別所の長は、前条第一項の援助を請求した場合において、連戻状の発付を受けたときは、警察官にこれを送付しなければならない。ただし、連戻状を送付できない場合は、連戻状の発付を受けた旨を警察官に通知すれば足りる。

（連戻状の警察官への送付）

第四十三条 少年鑑別所の長は、在所者に對し、面会の申出をすることが予想される者について、次に掲げる事項を届け出るよう求めることができる。

一 氏名、生年月日、住所及び職業

二 自己との関係

三 予想される面会の目的

（面会の相手方の届出）

第四十四条 少年鑑別所の長は、在所者に對し、面会の申出をすることが予想される者について、次に掲げる事項を届け出るよう求めることができる。

一 氏名、生年月日、住所及び職業

二 その他の少年鑑別所の長が必要と認める事項

三 その他の少年鑑別所の長が必要と認める事項

四 その他の少年鑑別所の長が必要と認める事項

各号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。

(面会の申出書の提出)
第四十三条 少年鑑別所の長は、在所者との面会の申出をする者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した申出書の提出を求めることができる。

一 氏名、生年月日、住所及び職業
二 面会を希望する在所者の氏名及びその者との関係

三 面会の目的

2 少年鑑別所の長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、在所者との面会の申出をする者に対し、同項各号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。

(面会の相手方の確認)

第四十四条 少年鑑別所の長は、在所者との面会の申出があったときは、在所者に対して、その申出をした者の氏名及び在所者との関係について質問することができる。

(面会の相手方の人数の制限)
第四十五条 法第八十三条规定第一項（法第八十七条、第九十条及び第九十一条において準用する場合を含む。）の規定により在所者の面会の相手方の人数について制限をするときは、その人数は、三人を下回ってはならない。

(面会の場所の制限)

第四十六条 在所者の面会の場所は、少年鑑別所の長が指定するものとする。在所者の面会の場所は、在所者と面会の相手方との間を仕切る設備を有する室とすることができる。

(面会の日の制限)

第四十七条 少年鑑別所の長は、在所者としての地位の別ごとに、その少年鑑別所において面会を行うとする弁護士をいう。（以下同じ。）又は弁護人等（付添人等又は在所者若しくはその保護者、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の依頼により付添人となるうとする弁護士をいう。以下同じ。）

（付添人等又は在所者若しくはその保護者、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の依頼により付添人となるうとする弁護士をいう。以下同じ。）を許す日（以下この条及び次条において「面会日」という。）を定めるものとする。

2 一月につき面会日として定める日数は、その月の日数からその月の日曜日及び第十七条第一項各号に掲げる日の日数を差し引いた日数を下回ってはならない。

3 各月の面会日は、その月の初日の一月前までに在所者に告知するとともに、その月の初日の一月前から少年鑑別所の公衆の見やすい場所に掲示する方法その他の方法により公告するものとする。

(面会の時間帯の制限)
第四十八条 法第八十三条规定第一項の規定により在所者の面会の時間帯について制限をするときは、その時間は、一日につき六時間（日曜日及び第十七条第一項各号に掲げる日を面会日として定めるときは、四時間）を下回ってはならない。

(面会の時間の制限)

第四十九条 法第八十三条规定第一項の規定により在所者の面会の時間について制限をするときは、その時間は、三十分を下回ってはならない。ただし、面会の申出の状況、面会の場所として指定する室の数その他の事情に照らしてやむを得ないと認めるときは、十分を下回らない範囲内で、三十分を下回る時間に制限することができる。

(面会の回数の制限)

第五十条 少年鑑別所の長は、法第八十三条规定による面会の回数の制限は、被告人又は被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他他の権利の保護特に必要と認められる面会以外の面会について行うことができるものとす。

(面会の相手方の遵守事項の掲示)

第五十一条 少年鑑別所の長は、在所者の面会の相手方（付添人等又は弁護人等を除く。）が遵守すべき次に掲げる事項を具体的に明らかにして少年鑑別所内の見やすい場所に掲示するものとする。

一 法第八十二条第一項第一号イ又はロ（これらの規定を法第八十七条规定、第九十条及び第九十一条において準用する場合を含む。）に該当する行為をしてはならないこと。

二 法第八十二条第一項第二号イからハまで（これらの規定を法第八十七条规定、第九十条及び第九十一条において準用する場合を含む。）
（信書の発信の申請の日及び時間帯の制限）

第五十二条 少年鑑別所の長は、法第九十五条第一項の規定により在所者がする信書の発信の申請の日及び時間帯について制限をする場合に

九十五条において準用する場合を含む。）並びにへ及びト（これらの規定を法第九十条及び第九十一条において準用する場合を含む。）に該当する内容の発言をしてはならないこととする。

(信書の発受の相手方の届出)
第五十三条 少年鑑別所の長は、在院中在所者に対する、信書を発受することが予想される者について、次に掲げる事項を届け出るよう求めることができる。

一 氏名、生年月日、住所及び職業
二 自己との関係
三 予想される信書の発受の目的
四 その他少年鑑別所の長が必要と認める事項

2 第四十二条第二項の規定は、前項の規定により届出を求めた場合について準用する。

(信書の作成要領の制限)

第五十四条 法第九十五条第一項（法第九十九条、第一百三条及び第一百四条において準用する場合を含む。）次条から第五十六条までにおいて同じ。）の規定による在所者が発する信書（委員会に対して提出する書面並びに法第一百九条の規定による申出及び苦情の申出の書面を除く。）の作成要領についての制限は、次に掲げる事項（付添人等又は弁護人等に対して発する信書については、第二号に掲げる事項を除く。）について行うことができるものとする。

一 信書の用紙及び封筒の規格並びに信書の作成に用いる筆記具の種類
二 一通の信書に用いる用紙の枚数
三 一枚の用紙に記載する字数その他信書の検査を円滑に行うために必要な記載方法

(信書の発信の申請の日及び時間帯の制限)

第五十五条 複数の在所者に宛てた信書等の取扱い
2 在所者に宛てた信書であつて、在所者が受け取ることを許すもののうち、紙以外の物品にその内容が記載されたもの、音を発する装置の付いたものその他信書以外の物品としての性質を有するものについて、法第五十四条第一項本文の規定によりその者に引き渡すこととならない場合には、法第九十四条（法第九十九条、第一百三十二条及び第一百四条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第二百二条又は第七条第三項の規定によりその者がこれを受けることを禁止し、又は差し止める場合を除き、その者に、その物品の提示その他の方法によりその申請を受け付けなければならない。

（信書の発信の申請の日及び時間帯の制限）
第五十六条 法第九十五条第一項の規定による在所者が発信を申請する信書の通数についての制限
（信書の発受の方法の制限）
第五十七条 複数の在所者に宛てた信書等の取扱い
2 在所者に宛てた信書であつて、在所者が受け取ることを許すもののうち、紙以外の物品にその内容が記載されたもの、音を発する装置の付いたものその他信書以外の物品としての性質を有するものについて、法第五十四条第一項本文の規定によりその者に引き渡すこととならない場合には、法第九十四条（法第九十九条、第一百三十二条及び第一百四条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第二百二条又は第七条第三項の規定によりその者がこれを受けることを禁止し、又は差し止める場合を除き、その者に、その物品の提示その他の方法によりその申請を受け付けなければならない。

限は、次に掲げる信書以外の信書について行うことができるものとする。

一 委員会に対して提出する書面
二 法第一百九条の規定による申出及び苦情の申出の書面

(信書の発受の方法の制限)
第五十八条 法第九十五条第一項の規定による在所者が信書を発する方法についての制限は、次に掲げる方法に制限することにより行うことができるものとする。

一 郵便（郵便法（昭和二十二年法律第六百六十五号）第四十四条に規定する特殊取扱（速達及び年賀特別郵便の取扱いを除く。）による方法）
二 電報による方法（緊急の必要がある場合及び付添人等又は弁護人等に対して信書を発する場合に限る。）

法第九十五条第一項の規定による在所者が信書を受ける方法についての制限は、次に掲げる方法に制限することにより行うことができるものとする。
一 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便による方法
二 電報による方法

(複数の在所者に宛てた信書等の取扱い)
第五十九条 複数の在所者に宛てた信書であつて、在所者が受け取ることを許すものは、そのうちの一人に交付する。

（複数の在所者に宛てた信書等の取扱い）
第五十条 複数の在所者に宛てた信書であつて、在所者が受け取ることを許すものは、そのうちの一人に交付する。

（複数の在所者に宛てた信書等の取扱い）
第五十一条 複数の在所者に宛てた信書であつて、在所者が受け取ることを許すものは、そのうちの一人に交付する。

（複数の在所者に宛てた信書等の取扱い）
第五十二条 複数の在所者に宛てた信書であつて、在所者が受け取ることを許すものは、そのうちの一人に交付する。

限は、次に掲げる信書以外の信書について行うことができるものとする。

一 委員会に対して提出する書面
二 法第一百九条の規定による申出及び苦情の申出の書面

(信書の発受の方法の制限)
第五十三条 少年鑑別所の長は、在院中在所者に対する、信書を発受することが予想される者について、次に掲げる事項を届け出るよう求めることができる。

一 氏名、生年月日、住所及び職業
二 自己との関係
三 予想される信書の発受の目的
四 その他少年鑑別所の長が必要と認める事項

2 第四十二条第二項の規定は、前項の規定により届出を求めた場合について準用する。

(信書の作成要領の制限)

第五十四条 法第九十五条第一項（法第九十九条、第一百三条及び第一百四条において準用する場合を含む。）次条から第五十六条までにおいて同じ。）の規定による在所者が発する信書（委員会に対して提出する書面並びに法第一百九条の規定による申出及び苦情の申出の書面を除く。）の作成要領についての制限は、次に掲げる事項（付添人等又は弁護人等に対して発する信書については、第二号に掲げる事項を除く。）について行うことができるものとする。

一 信書の用紙及び封筒の規格並びに信書の作成に用いる筆記具の種類
二 一通の信書に用いる用紙の枚数
三 一枚の用紙に記載する字数その他信書の検査を円滑に行うために必要な記載方法

(信書の発信の申請の日及び時間帯の制限)

第五十五条 複数の在所者に宛てた信書等の取扱い
2 在所者に宛てた信書であつて、在所者が受け取ることを許すもののうち、紙以外の物品にその内容が記載されたもの、音を発する装置の付いたものその他信書以外の物品としての性質を有するものについて、法第五十四条第一項本文の規定によりその者に引き渡すこととならない場合には、法第九十四条（法第九十九条、第一百三十二条及び第一百四条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第二百二条又は第七条第三項の規定によりその者がこれを受けることを禁止し、又は差し止める場合を除き、その者に、その物品の提示その他の方法によりその申請を受け付けなければならない。

（信書の発信の申請の日及び時間帯の制限）
第五十六条 法第九十五条第一項の規定による在所者が発信を申請する信書の通数についての制限
（信書の発受の方法の制限）
第五十七条 複数の在所者に宛てた信書等の取扱い
2 在所者に宛てた信書であつて、在所者が受け取ることを許すもののうち、紙以外の物品にその内容が記載されたもの、音を発する装置の付いたものその他信書以外の物品としての性質を有するものについて、法第五十四条第一項本文の規定によりその者に引き渡すこととならない場合には、法第九十四条（法第九十九条、第一百三十二条及び第一百四条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第二百二条又は第七条第三項の規定によりその者がこれを受けることを禁止し、又は差し止める場合を除き、その者に、その物品の提示その他の方法によりその申請を受け付けなければならない。

種類	手錠第一種
構造	開閉可能な腕輪二個を鎖で連結する。
材質	各腕輪は、歯止めで止まり、施錠できるものとする。附屬するひもの直径は、附屬するひもの一端を用いる。附屬するひもの一部には、化学繊維製とし、長さはおおむね六メートルとし、その中心部には、柔軟かつ堅ろうな鋼索か
経過措置	この省令は、公布の日から施行する。
(第三十八条関係)	この省令は、令和三年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の第一種手錠に附属するひもは、令和三年九月三十日までの間は、改正後の第一種手錠に附属するひもとみなして使用することができる。

附 則（令和二年一二月四日法務省令第六〇号）

この省令は、少年法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和四年二月一日法務省令第四号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日法務省令第五四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年一一月六日法務省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

第三条 第十条の規定は、法附則第二条の規定により読み替えて適用される法第二十三条の規定による告知について準用する。

附 則（平成二七年一一月六日法務省令第五〇号）

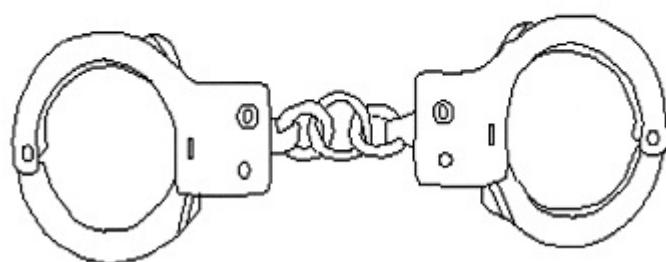
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月四日法務省令第五四号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

種類	第二種
とする。	形状は、図一のとおり

図一 手錠（第一種）



図二 手錠（第二種）

